

敬言 察示の弾圧に備えて

★警官に同行を求められたときは、任意同行か、逮捕か、はっきりさせ、任意同行の場合は行く必要はありません。逮捕の場合は逮捕令状を確認すること。私服の場合は念のため警察手帳を確認する。

★現行犯逮捕されたときパワツた警官と一諸に写真をとりませ、そのとき警察官の名前をおぼえておく。逮捕されるさい、もし暴行をうけたなら、この時警官の名前がわかります。

★パワツたら必ず何もしやべらないこと。まず救済センターに電話372-0779し、弁護士にきてもらう。又は組合まで電話する。

★仮に調書をとられてもセム、タイに指印はおささないこと、これは法律で認められている権利です。無理におさせられたら、調書にかいてある取り調べ官の名前をおぼえておくこと。

★警官は自白させるためにウリをいうことがあります。例えば、石一つぐらい投げたといつても、どうしてことないやないか、認めたら二日で出してやる、というふうに。しかし、自白したことは物的証拠がないときなど特に唯一の証拠となります。

★警察が留置できる時間は四八時間、検事が二四時間でその後拘留請求があり、さらに拘留して取り調べるかどうか裁判官が調べます。

この時、住所不定、逃亡の恐れがある場合は拘留されますから、弁護士士の接見の時に、よく相談し、直行で行くときはオヤジに見え引き受けんになつてもらうか、又は家族、親せきに頼む、同じドヤに長く住んでいる時は帳場に証明をしてもらう。以下略。